

土木工事施工管理基準 新旧対照表
土木工事施工管理基準(まえがき)

旧(平成30年3月版) 土木工事施工管理基準	
6.	規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。
7.	その他 (1) 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対しただちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

新(平成30年10月版) 土木工事施工管理基準		改定理由
6.	規格値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。	
7.	その他 (1) 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対しただちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。 舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。 浚渫工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「音響測深器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。	準拠する要領の制定等に対応

土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要 領(土工編)」または「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領(土工編)」 の規定により測点による管理を行う 場合は、設計図書の測点毎。基準 高は掘削部の両端で測定。				
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m				-200 法長-4%	
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編)」、「空 中写真測量(無人航空機)を用いた 出来形管理要領(土工編)」、「無人 航空機搭載型レーザーキャナーを 用いた出来形管理要領(土工編)」を 用いた出来形管理要領(土工編)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用 いた出来形管理要領(土工編)」また は「RTK-GNSSを用いた出来形管 理要領(土工編)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他 本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平ら面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差または水平較差を算出 する。計測密度は1点/m ² (平面投 影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は、標高 較差の評価から除く。同様に、標高 方向に±5cm以内にある計測点は 水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つ の面とすることを基本とする。規格値 が変わる場合は、評価区間を分割 するか、あるいは規格値の条件の最 も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較 差				±50	±150
						法面 (小段含 む)	水平ま たは標 高較差				±70	±160
3	1	盛土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要 領(土工編)」または「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領(土工編)」 の規定により測点による管理を行う 場合は、設計図書の測点毎。基準 高は各法肩で測定。				
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m				-100 法長-2%	
						幅 w ₁ , w ₂					-100	

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由		
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(土工編)(案)」また は「RTK-GNSSを用いた出来形管 理要領(土工編)(案)」の規定によ り測点による管理を行う場合は、設計 図書の測点毎。基準高は掘削部の 両端で測定。			準拠する要領 の制定等に対 応		
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m					-200 法長-4%	
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザーキャナー (案)」、「空中写真測量(無人航空 機)を用いた出来形管理要領(土工 編)(案)」、「無人航空機搭載型レ ーザーキャナーを用いた出来形管 理要領(土工編)(案)」、「TS(ノン プリズム方式)を用いた出来形管理 要領(土工編)(案)」、「地上移動 体搭載型レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編)(案)」また は「RTK-GNSSを用いた出来形管理 要領(土工編)(案)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他 本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平ら面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差または水平較差を算出 する。計測密度は1点/m ² (平面投 影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は、標高 較差の評価から除く。同様に、標高 方向に±5cm以内にある計測点は 水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つ の面とすることを基本とする。規格値 が変わる場合は、評価区間を分割 するか、あるいは規格値の条件の最 も厳しい値を採用する。					
						平場	標高較 差					±50	±150
						法面 (小段含 む)	水平ま たは標 高較差					±70	±160
3	1	盛土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(土工編)(案)」また は「RTK-GNSSを用いた出来形管 理要領(土工編)(案)」の規定によ り測点による管理を行う場合は、設計 図書の測点毎。基準高は各法肩で 測定。			準拠する要領 の制定等に対 応		
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m					-100 法長-2%	
						幅 w ₁ , w ₂						-100	

土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

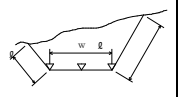
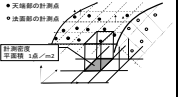
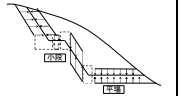
旧(平成30年3月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーセンサー」を用いた出来形管理要領(土工編)、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザーセンサー」を用いた出来形管理要領(土工編)、「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						法面	標高較差	-50				-170
						法面	標高較差	-60				-170
4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。							
厚さt	-50	控え長さ	設計値以上									
5		法面整形工 (盛土部)	厚さt	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。							
6		堤防天端工	厚さt	t<15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。						
				t≥15cm	-50							
			幅w	-100								

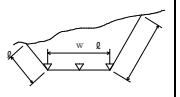
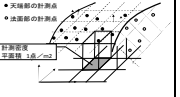
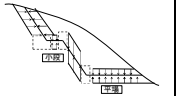
新(平成30年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサー」を用いた出来形管理要領(土工編)、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザーセンサー」を用いた出来形管理要領(土工編)、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領(土工編)、「RTK-GNSS」を用いた出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						法面	標高較差	-50				-170
						法面	標高較差	-60				-170
4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。							
厚さt	-50	控え長さ	設計値以上									
5		法面整形工 (盛土部)	厚さt	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。							
6		堤防天端工	厚さt	t<15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。						
				t≥15cm	-50							
			幅w	-100								

改定理由
進捗する要領の制定等に対応

土木工事施工管理基準 新旧対照表

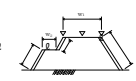
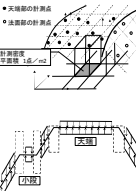
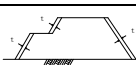
出来形管理基準 第01編 共通編

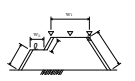
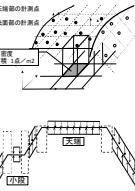
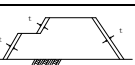
旧(平成30年3月版)												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m	-200 法長-4%				
						幅 w	-100	基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。				
					平場	標高較差	±50	±150	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。			
						法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160	3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
									4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。			
									5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			

新(平成30年10月版)												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	改定理由
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				準拠する要領の制定等に対応
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m	-200 法長-4%				
						幅 w	-100	基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。				準拠する要領の制定等に対応
					平場	標高較差	±50	±150	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。			
						法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±160	3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
									4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。			
									5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

出来形管理基準 第01編 共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。					
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m				-100 法長-2%		
						幅	w ₁ w ₂				-100		
					2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
							法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			
5	法面整形工 (盛土部)	厚さt	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。									

新(平成30年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。			準拠する要領の制定等に対応		
						法長ℓ	ℓ<5m ℓ≥5m					-100 法長-2%	
						幅	w ₁ w ₂					-100	
				2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			準拠する要領の制定等に対応
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190				
5	法面整形工 (盛土部)	厚さt	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。									

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
					アスファルト舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	準拠する要領の制定等に対応	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15				
						幅	-50	-50	—	—				
					アスファルト舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動物体検知レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(トンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	準拠する要領の制定等に対応	
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
					アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1,000mmに1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値に よらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		標準する要領の制定等に 対応
						幅	-50	-50	—	—				
					アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(コンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満		標準する要領の制定等に 対応

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
					アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の前記測定による延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		標準する要領の制定等に 対応
						幅	-50	-50	—	—				
					アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		標準する要領の制定等に 対応	

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1,000mmに1個の割でコーアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			
					アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1,000mmに1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		標準する要領の制定等に対応
						幅	-50	-50	—	—				
					アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(案)」または「TS(コンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満		標準する要領の制定等に対応

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1,000mに1個の割でコーアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅	-25	-25	—	—									
					アスファルト舗装工(基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1,000mに1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
幅	-25	-25	—	—										
					アスファルト舗装工(基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)														
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1,000mに1個の割でコーアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	—	—				
					平坦性	—		3m ² ロイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
					アスファルト舗装工(表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
				平坦性	—	3m ² ロイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下								

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1,000mに1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	-25	—	—				
					平坦性	—		3m ² ロイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
					アスファルト舗装工(表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
				平坦性	—	3m ² ロイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下								

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)															
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。
								(下層路盤工)	厚さ	-45	-45	-15	-15		
								幅	-50	-50	—	—			
半たわみ性舗装工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。								
(下層路盤工)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15										
(面管理の場合)															
2	半たわみ性舗装工	(上層路盤工)	粒度調整路盤工	2	1	1	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。		
							幅	-50	-50	—	—				
							厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10				
半たわみ性舗装工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。								
(上層路盤工)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15										
(面管理の場合)															

新(平成30年10月版)																
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の前点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。	準拠する要領の制定等に 対応
								(下層路盤工)	厚さ	-45	-45	-15	-15			
								幅	-50	-50	—	—				
半たわみ性舗装工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。	準拠する要領の制定等に 対応								
(下層路盤工)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15											
(面管理の場合)																
2	半たわみ性舗装工	(上層路盤工)	粒度調整路盤工	2	1	1	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。	準拠する要領の制定等に 対応		
							幅	-50	-50	—	—					
							厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10					
半たわみ性舗装工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。	準拠する要領の制定等に 対応								
(上層路盤工)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15											
(面管理の場合)																

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1000mmに1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
						厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10			
半たわみ性舗装工(上層路盤工)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。							
3	2	6	8	3	セメント(石灰)安定処理工(面管理の場合)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1000mmに1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
						厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1000mmに1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
						厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7			

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1000mmに1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—				
						厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(案)」または「TS(トランスム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。
3	2	6	8	3	セメント(石灰)安定処理工(面管理の場合)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1000mmに1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—				
						厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(案)」または「TS(トランスム方式)を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1000mmに1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—				
						厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(案)」または「TS(トランスム方式)を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

※面管理の場合は測定値の平均

旧(平成30年3月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					(面管理の場合)						1. 計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			1. 計測方法により出来形管理を実施できる規模の工事をいい、同一種の施工日数が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
					(面管理の場合)						1. 計測方法により出来形管理を実施できる規模の工事をいい、同一種の施工日数が数日連続する場合は該当する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			1. 計測方法により出来形管理を実施できる規模の工事をいい、同一種の施工日数が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
								厚 さ	-45	-45	-15	-15					
								幅	-50	-50	—	—					
								排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
								厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					
								2	排水性舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
									幅	-50	-50	—	—				
									排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略	

新(平成30年10月版)																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由			
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	準拠する要領の制定等に 対応	
								厚 さ	-45	-45	-15	-15					
								幅	-50	-50	—	—					
								排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略		
								厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					
								2	排水性舗装工 (上層路盤工 (粒度調整路盤工))	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
									幅	-50	-50	—	—				
									排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略	

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

※面管理の場合は測定値の平均

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
											3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	することが出来る。	

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) [*]					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
											出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	することが出来る。		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1箇所の割で、厚さは1,000mmに1箇所の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について、橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-50	-50	—	—			

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)*					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	9	3	排水性舗装工 上層路盤工 (セメント(石灰)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で、厚さは、1000mmに1箇所の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書 の測点によらず 延長80m以下の間隔で測定 することができる。 工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について、橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			標準する要領の制定等に対応
						幅	-50	-50	—	—				
					排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			標準する要領の制定等に対応

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-50	-50	—	—			
					排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の前点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	準拠する要領の制定等に対応	
						幅	-50	-50	—	—				
					排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	準拠する要領の制定等に対応	

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
					排水性舗装工(基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	9	5	排水性舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	標準する要領の制定等に対応	
						幅	-25	-25	—	—				
					排水性舗装工(基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	標準する要領の制定等に対応	

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割と、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	3mプロファイル(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
					排水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
平坦性	3mプロファイル(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下												

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割と、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		標準する要領の制定等に対応	
						幅	-25	-25	—	—				
						平坦性	3mプロファイル(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							
					排水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「 地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案) 」または「 TIS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	標準する要領の制定等に対応	
平坦性	3mプロファイル(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下													

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)						
							中規模 以上	小規模 以下	10個の測定値 の平均(X/10)				
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50			基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で の管理が可能な工事をいい、基層および表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模 は小さいものの、管理結果を施工管理に反映 できる規模の工事をいい、同一工種の施工日 数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷 を与える恐れのある場合は、他の方法によるこ とができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することができる。		
						厚 さ	t<15cm	-30	-10				
					透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t<15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理 において「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)」に基づき出来形管理を 実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計 測精度として±10mmが含まれて いる。 3. 計測は設計幅員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面 積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下 層の標高較差平均値+設計厚さか ら求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で の管理が可能な工事をいい、基層および表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模 は小さいものの、管理結果を施工管理に反映 できる規模の工事をいい、同一工種の施工日 数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷 を与える恐れのある場合は、他の方法によるこ とができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することができる。		
	厚さあるいは 標高較差	t<15cm	+90 -70	+50 -10	t≥15cm	+50 -15	幅	—					

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50				基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で の管理が可能な工事をいい、基層および表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模 は小さいものの、管理結果を施工管理に反映 できる規模の工事をいい、同一工種の施工日 数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷 を与える恐れのある場合は、他の方法によるこ とができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することができる。		準拠する要領 の制定等に 対応
						厚 さ	t<15cm	-30	-10	t≥15cm				
					透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t<15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理 において「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」、「地上移動体掃 描型レーザースキャナーを用いた出 来形管理要領(案)」または「TS(ク ンプリズム方式)を用いた出来形管 理要領(舗装工事編)(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合、そ の他本基準に規定する計測精度・ 計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計 測精度として±10mmが含まれて いる。 3. 計測は設計幅員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面 積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下 層の標高較差平均値+設計厚さか ら求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で の管理が可能な工事をいい、基層および表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模 は小さいものの、管理結果を施工管理に反映 できる規模の工事をいい、同一工種の施工日 数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷 を与える恐れのある場合は、他の方法によるこ とができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することができる。		準拠する要領 の制定等に 対応	
	厚さあるいは 標高較 差	t<15cm	+90 -70	+50 -10	t≥15cm	+50 -15	幅	—						

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。				工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						幅	-25	—					
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。				工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
					(面管理の場合)								

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の前点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。				工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	準拠する要領の制定等に対応
						幅	-25	—						
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。				工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	準拠する要領の制定等に対応
					(面管理の場合)									

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						幅	-50	-50	—	—				
					グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		

新(平成30年10月版)															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書に示す測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			標準する要領の制定等に対応	
						幅	-50	-50	—	—					
					グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「 地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案) 」または「 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			標準する要領の制定等に対応

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
					グースアスファルト舗装工(基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の前点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	準拠する要領の制定等に対応	
						幅	-25	-25	—	—				
					グースアスファルト舗装工(基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	準拠する要領の制定等に対応	

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割と、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
					平坦性	—		3m7ロイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
					グースアスファルト舗装工(表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
				平坦性	—	3m7ロイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)							

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割と、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	準拠する要領の制定等に対応	
						幅	-25	-25	—	—				
					平坦性	—		3m7ロイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
					グースアスファルト舗装工(表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案) 」または「ITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工日数が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	準拠する要領の制定等に対応	
				平坦性	—	3m7ロイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)								

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	-45	-15					
						幅	-50	—					

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の前測点による延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 ただし、幅は設計図書の前測点による延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	準拠する要領の制定等に 対応	
						厚さ	-45	-15						
						幅	-50	—						
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	準拠する要領の制定等に 対応	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15				

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	—				
3				3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	—				

新(平成30年10月版)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上				
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		準拠する要領の制定等に対応
						幅	-50	—					
3				4	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(トンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		準拠する要領の制定等に対応
						幅	-50	—					
3				5	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		準拠する要領の制定等に対応
						幅	-50	—					

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12											
						7	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)	厚 さ 幅	-25 -30 -8 -50	-30 -30 -8 —	-8 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12			12	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90 ±90	±90 ±90	+40 -15 +50 -15 +40 -15 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						13	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)	厚 さ 幅	-25 -30 -8 -50	-30 -30 -8 —	-8 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割し、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						14	コンクリート舗装工 転圧コンクリート舗装版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55 -66	-66 -66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・遮音)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割と、厚さは、1,000mに1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-50	—				
3	2	6	9	9	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアーを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25	—				

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)*					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・遮音)安定処理工)	厚 さ					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						幅	-50	—						
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・遮音)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。				
						幅	-25	—						
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。				
						幅	-25	—						

※面管理の場合は測定値の平均

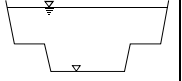
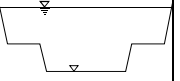
土木工事施工管理基準 新旧対照表
出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)													
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6			一般舗装工	1 薄層カラー舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							厚さ	-45	-15				
							幅	-50	—				
						2 薄層カラー舗装工(上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
							幅	-50	—				
	13	3				薄層カラー舗装工(上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
							幅	-50	—				
	4 薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。						
		幅	-50	—									
	5 薄層カラー舗装工(基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。							
		幅	-25	—									

新(平成30年10月版)														
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)*					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	13		一般舗装工	1 薄層カラー舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		準拠する要領の制定等に対応
							厚さ	-45	-15					
							幅	-50	—					
						2 薄層カラー舗装工(上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。			
							幅	-50	—					
	13	3				薄層カラー舗装工(上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
							幅	-50	—					
	4 薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。							
		幅	-50	—										
	5 薄層カラー舗装工(基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。								
		幅	-25	—										

※面管理の場合は測定値の平均

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 出来形管理基準 第03編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)										新(平成30年10月版)										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。				3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			
							500ps	-1000~+200																	
							1000ps	-1200~+200																	
							250ps	-800~+200																	
								420ps												-1000~+200					
								600ps												-1000~+200					
								1350ps												-1200~+200					
							幅													-200					
							延長													-200					
							2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)												基準高▽	+200以下				
幅		-200																							
延長		-200																							
3	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			3	2	3	標高較差	±0以下	+400以下													

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 1.写真管理基準(まえがき)

旧(平成30年3月版)
<p>写真管理基準(案)</p> <p>1.総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <pre> graph LR A[工事写真] --- B[着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む)] A --- C[施工状況写真] A --- D[安全管理写真] A --- E[使用材料写真] A --- F[品質管理写真] A --- G[出来形管理写真] A --- H[災害写真] A --- I[事故写真] A --- J[その他(公害、環境、補償等)] </pre> </div> <p>2.撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「平成29年3月31日付け国官技第357号、国総公第103号」、「RTS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p>

新(平成30年10月版)	改定理由
<p>写真管理基準(案)</p> <p>1.総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="margin-left: 20px;"> <pre> graph LR A[工事写真] --- B[着手前及び完成写真(既済部分写真等を含む)] A --- C[施工状況写真] A --- D[安全管理写真] A --- E[使用材料写真] A --- F[品質管理写真] A --- G[出来形管理写真] A --- H[災害写真] A --- I[事故写真] A --- J[その他(公害、環境、補償等)] </pre> </div> <p>2.撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略する。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。 (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。</p>	<p>準拠する要領の制定等に対応</p> <p>最新の運用に基づき改定</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 1.写真管理基準(まえがき)

旧(平成30年3月版)
<p>2-5 写真の編集等 (1)写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。 (2)別紙2『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』に基づく黒板情報の電子的記入は(1)の写真編集には当たらない。ただし、(1)のただし書きの補正は認めないものとする。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度)</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>2-8 電子媒体に記録する工事写真 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月)及び「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針(案) (兵庫県 平成25年10月)によるものとする。</p> <p>3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所でのその仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>

新(平成30年10月版)	改定理由
<p>2-5 写真の編集等 (1)写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。 (2)別紙2『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』に基づく黒板情報の電子的記入は(1)の写真編集には当たらない。ただし、(1)のただし書きの補正は認めないものとする。</p> <p>2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1)写真はカラーとする。 (2)有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。(100万画素程度)</p> <p>2-7 撮影の留意事項 撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p> <p>2-8 電子媒体に記録する工事写真 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月)及び「工事完成図書」の電子納品に関する運用指針(案) (兵庫県)によるものとする。</p> <p>3.整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所でのその仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	<p>表現の修正</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 2. デジタル写真管理情報基準(案) 別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」

県 現行基準(H26)	
別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」	
1. 総 則	
1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。	
1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。	
工事写真	<ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等）
2. 撮影	
2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。	
2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。	
<ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>	
2-3 情報化施工 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。	
2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。 	
2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。 ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。	
2-6撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。 (100万画素程度) 	

県 新基準(H29)		改定理由
別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」		
1. 総 則		
1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。		
1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。		
工事写真	<ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） 	
2. 撮影		
2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。		
2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。		
<ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>		
2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。		準拠する要領の制定等に対応
2-4 写真の省略 工事写真は以下の場合に省略するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。 		
2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。 ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。		
2-6撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。 (100万画素程度) 		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 2. デジタル写真管理情報基準(案) 別紙1「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」

県 現行基準(H26)	県 新基準(H29)	改定理由
<p>2-7 撮影の留意事項 撮撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。影の留意事項</p> <p>2-8 電子媒体に記憶する工事写真 電子媒体に記憶する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月)及び「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県 平成25年10月)によるものとする。</p> <p>3. 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	<p>2-7 撮影の留意事項 撮撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 (1)「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。 (5)撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。影の留意事項</p> <p>2-8 電子媒体に記憶する工事写真 電子媒体に記憶する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省 平成22年9月)及び「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」(兵庫県)によるものとする。</p> <p>3. 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 (デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう) なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	<p>表現の修正</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 3. 撮影箇所一覧

		旧(平成30年3月版)			概要
区分		写真管理項目		整理条件	
		撮影項目	撮影頻度[時期]		
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況 施工中の写真	月1回 〔月末〕	不要	
		工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕		適宜	
		創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕		不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所1回 〔施工前後〕		代表箇所1枚	
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕		不要	工事打合簿に添付する。
		ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕	ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、写真測量に使用したすべての画像		
		ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚		
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		

		新(平成30年10月版)			概要	改定理由
区分		写真管理項目		整理条件		
		撮影項目	撮影頻度[時期]			
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚		
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚		
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況 施工中の写真	月1回 〔月末〕	不要		
		工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕		適宜		
		創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕		不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所1回 〔施工前後〕		代表箇所1枚		
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕		不要	工事打合簿に添付する。	
		ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕	ただし、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕			
		ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSS方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSS方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は、代表箇所各1枚		準拠する要領の制定等に対応	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	不要		
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕			
		監視員交通整理状況	各1回			
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。	
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回			
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
							旧(平成30年3月版)		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 [掘削後]		
							「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」による場合は1工事に1回 [掘削後]		
						「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
							新(平成30年10月版)			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影 	準拠する要領の制定等に対応
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 [掘削後]			
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編(案))」による場合は1工事に1回 [掘削後]			
						「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編(案))に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			準拠する要領の制定等に対応	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第1編 共通編

					写真管理項目			摘要	改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影頻度[時期]			整理条件			
1 共通編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	代表箇所 各1枚					
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕						
						法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影				
			4		盛土補強工 (補強土壁工法(テールアルメ)) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			

					写真管理項目			摘要	改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影頻度[時期]			整理条件			
1 共通編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	代表箇所 各1枚					
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕						
						法長 幅 ※右のいずれか で撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	準拠する要領の制定等 に対応			
			4		盛土補強工 (補強土壁工法(テールアルメ)) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			準拠する要領の制定等 に対応

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第1編 共通編

旧(平成30年3月版)									
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
1 共通編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	
					堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	
		4 道路 土工	2		掘削工	土質等の判別 法長 ※右のいずれか で撮影する。	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕 200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮 影・TS等の設置 状況と出来形計 測対象点上の プリズムの設置 状況(プリズム が必要な場合 のみ)がわかる ように撮影
					「空中写真測量(無人航空 機)を用いた出来形管理要領 (土工編)」に基づき写真測量 に用いた全ての画像を納品 する場合には、写真管理に代 えることができる。				

新(平成30年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
1 共通編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚		
					堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
		4 道路 土工	2		掘削工	土質等の判別 法長 ※右のいずれか で撮影する。	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕 200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	・出来映えの撮 影・TS等の設置 状況と出来形計 測対象点上の プリズムの設置 状況(プリズム が必要な場合 のみ)がわかる ように撮影	準拠する要 領の制定等 に対応
					「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(土工編) (案)」、「TS(ノンプリ ズム方式)を用いた出来形管 理要領(土工編)」、「RTK-G NSSを用いた出来形管理要 領(土工編)」、「レーザース キャナーを用いた出来形管理 要領(土工編)」、「無人航空 機搭載型レーザースキャナー を用いた出来形管理要領(土 工編)」による場合は1工事に 1回 〔掘削後〕		「空中写真測量(無人航空 機)を用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」に基づき写真 測量に用いた全ての画像を 納品する場合には、写真管理 に代えることができる。		準拠する要 領の制定等 に対応	

土木工事施工管理基準 新旧対照表
写真管理基準 5. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 第1編 共通編

					旧(平成30年3月版)			写真管理項目			摘要	
編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件				
1 共通編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> 出来映えの撮影 TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影 			
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要					
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]					
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 [施工後]					
						「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」による場合は1工事に1回 [施工後]						
		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要										
		5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況厚さ	200m又は1施工箇所1回 [仕上げ時]	代表箇所 各1枚					
3 無 筋 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚					
					かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚					
				組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レーダ法)	試験毎に1回 [試験実施中]	代表箇所各1枚 [試験種別 毎]					

					新(平成30年10月版)			写真管理項目			摘要	改定理由
編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件				
1 共通編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所 各1枚	<ul style="list-style-type: none"> 出来映えの撮影 TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影 			
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要					
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]					
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 [施工後]					
						「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 [施工後]						
		「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。										
		5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況厚さ	200m又は1施工箇所1回 [仕上げ時]	代表箇所 各1枚					
3 無 筋 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚					
					かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚					
				組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レーダ法)	試験毎に1回 [試験実施中]	代表箇所各1枚 [試験種別 毎]					

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕		

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レ ーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レ ーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編
 旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕		

新(平成30年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
厚さ	1,000mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要								
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕			
			7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕			

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
厚さ	1,000mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回									
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				
			7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
					転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚	
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回 [整正後]			
			7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚	
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
					平坦性	1工事1回 [実施中]			
			8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]		
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]		
幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回 [整正後]								

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時]				
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				
			7	6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚		
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時]				
					平坦性	1工事1回 [実施中]				
			8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚		
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回			
幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回									

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編
 旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕			

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
						転圧状況				
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」より 「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事 に1回				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編
 旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕			
			8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					転圧状況				
					修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕			
			8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			

新(平成30年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
						転圧状況				
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事 に1回				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				
			8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
					転圧状況					
					修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				
			8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚		
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

					旧(平成30年3月版)					
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		整理条件	摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
浸透性ミルク 注入状況	400mに1回 [注入時]									
平坦性	1工事1回 [実施中]									
				9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]				
					厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]				
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回 [整正後]				

					新(平成30年10月版)					
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		整理条件	摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
浸透性ミルク 注入状況	400mに1回 [注入時]									
平坦性	1工事1回 [実施中]									
				9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]				
					厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回		準拠する要 領の制定 等に対応		
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編
 旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔修正後〕			

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
						転圧状況				
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」より 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

					旧(平成30年3月版)				
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		整理条件	摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕			

					新(平成30年10月版)					
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		整理条件	摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
						転圧状況				
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕				
			9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
						転圧状況				
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回					
			9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
			9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕			

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編
 旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕				
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕				
				2	透水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
		タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕						
		平坦性	1工事1回 〔実施中〕						

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
						転圧状況				
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
				厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」より 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回					
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回					
				2	透水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
		タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕							
		平坦性	1工事1回 〔実施中〕							

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	ゲースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」、 「レーザーキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事 編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕				
			11	2	ゲースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
11	3	ゲースアスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚				
			タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
			平坦性	1工事1回 〔実施中〕					

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	ゲースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
						転圧状況				
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
			幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザーキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回					
			11	2	ゲースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
11	3	ゲースアスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚					
			タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕						
			平坦性	1工事1回 〔実施中〕						

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後]		
					幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」による 場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
						転圧状況				
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回			
					幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編
 旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後]		
					幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 [修正後]			

新(平成30年10月版)										改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚		
						転圧状況				
						厚さ	各層毎200mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」によ り「厚さあるいは標高較差」を 管理する場合は各層毎1工事に 1回			
					幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				

準拠する要
領の制定
等に対応

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編
 旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
					修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
					厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
			12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

新(平成30年10月版)										改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
					修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
					厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				
			12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚		
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]			整理条件	
3	土木工事共通編	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚		
							スリップバータイ バー寸法 、位置	80mに1回 〔据付後〕			
							鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕			
							平坦性	1工事1回 〔実施中〕			
							厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕			
		目地段差	1工事に1回								
		6	12	6	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		代表箇所 各1枚
								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由	
						撮影項目	撮影頻度[時期]				整理条件
3	土木工事共通編	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚		
							スリップバータイ バー寸法 、位置	80mに1回 〔据付後〕			
							鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕			
							平坦性	1工事1回 〔実施中〕			
							厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回			
		目地段差	1工事に1回								
		6	12	6	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		代表箇所 各1枚
								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回		
								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編
 旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応
						転圧状況				
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回				
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回				

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
					整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要								
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
			12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚	
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時]			
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚		
					整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]				
厚さ	1,000㎡に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回									
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回				
			12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	代表箇所 各1枚		
					タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時]				
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回				

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	
					厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後]			
平坦性	1工事1回 [実施中]								
			12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋 コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	代表箇所 各1枚	
					鉄筋寸法、位置	80mに1回 [据付後]			
					横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 [据付後]			
					縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、位 置	80mに1回 [据付後]			
					平坦性	1工事に1回[実施中]			
					厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の 場合は打設前後]			
					目地段差	1工事に1回			

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚		準拠する要 領の制定 等に対応	
					厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回					
平坦性	1工事1回 [実施中]										
			12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋 コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	代表箇所 各1枚			準拠する要 領の制定 等に対応
					鉄筋寸法、位置	80mに1回 [据付後]					
					横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 [据付後]					
					縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部 タイバー寸法、位 置	80mに1回 [据付後]					
					平坦性	1工事に1回[実施中]					
					厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の 場合は打設前後] ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズ ム方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に 1回					
					目地段差	1工事に1回					

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
						13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
								厚さ	1,000mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚							
		修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									
		幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕									

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回〔修正後〕			
						13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回〔修正後〕			
						13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
								厚さ	1,000mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回〔修正後〕			
13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚							
		修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									
		幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回〔修正後〕									

土木工事施工管理基準 新旧対照表

写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編

旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]				
							整理条件				
3	土木工事共通編	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
							タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
							厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕			
							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
		14	1	1	1	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		代表箇所 各1枚
								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
		14	2	1	2	1	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		代表箇所 各1枚
								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕		
								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

新(平成30年10月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由	
						撮影項目	撮影頻度[時期]				
							整理条件				
3	土木工事共通編	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
							タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
							厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕			
							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回〔整正後〕			
		14	1	1	1	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		代表箇所 各1枚
								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回〔整正後〕		
		14	2	1	2	1	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		代表箇所 各1枚
								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 各層毎80mに1回〔整正後〕		
								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回〔整正後〕		

土木工事施工管理基準 新旧対照表
 写真管理基準 5.出来形管理写真撮影箇所一覧表 第3編 土木工事共通編
 旧(平成30年3月版)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200m1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
			14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
			14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
			15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「TSを用いた出来形 管理要領(舗装工事編)」によ る場合は1工事に1回〔施工 後〕	代表箇所 各1枚	

新(平成30年10月版)										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	改定理由
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200m1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要			
			14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は各 層毎1工事に1回〔整正後〕			
			14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
			15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」による場合は1工 事に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚		